



平成 28 年度官民協働海外留学支援制度  
～トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース】～  
募 集 要 項

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）は、「日本再興戦略」、「第 2 期教育振興基本計画」（平成 25 年 6 月に閣議決定）に基づき、2020 年までに日本人の海外留学生数を倍増させるという目標の下、日本人の海外留学促進のために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業等からの支援により、官民協働海外留学支援制度～トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）を創設しました。

本制度は、海外での「異文化体験」や「実践活動」を焦点にした留学を推奨することにより、多様な経験と、自ら考え行動できるような体験の機会を提供します。生徒等が自ら立案・作成した計画に基づいた多様な留学を支援することで、個性あふれる多様な留学生から成るネットワーク（以下「留学生ネットワーク」という。）を形成し、ネットワークの中での活動を通じてグローバルに活躍できる力の育成と自らの経験を新しい留学文化の醸成に還元してもらうことを目的としています。

このたび、多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献する意欲のある高校生を募集します。

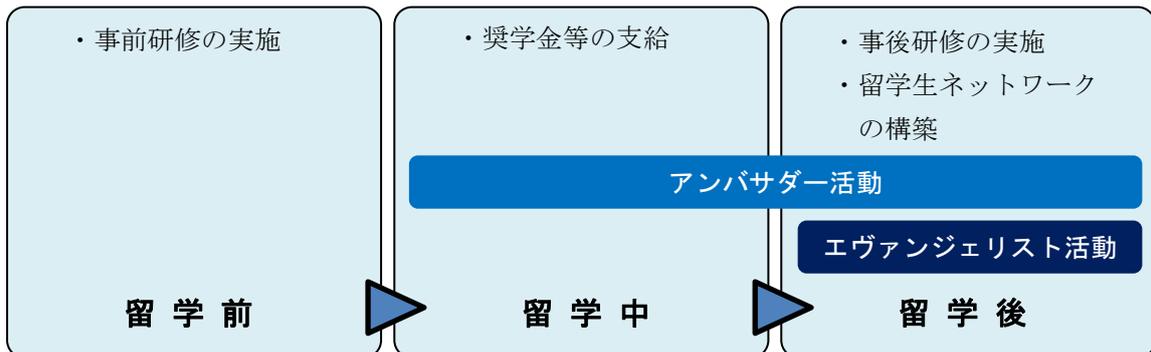
記

1. 高校生コースの概要

高校生コース（以下「本コース」という。）は、多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献しようとする意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的としています。

本コースでは、我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3 年次）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍する日本人生徒等に対し、諸外国への留学に必要な費用の一部を奨学金等として支給します。また、留学経験の質を高めるため、留学の前後に研修（以下「事前・事後研修」という。）を実施するほか、留学後の継続的な学習や交流の場としての留学生ネットワークを構築します。

また、本制度で支援を受ける生徒等には、留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”と、帰国後、海外の魅力や留学で得た体験を周りに伝える“エヴァンジェリスト活動”にそれぞれ取り組んでいただきます。



## 2. 求める人材像

本コースでは次のような人材を求めます。

- (1) 日本人生徒等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身に付ける意欲を有する人材
  - ・世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
  - ・社会のために貢献しようとする志
  - ・失敗を乗り越え、試行錯誤しながら挑戦し続ける気持ち
  - ・様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても挑戦する姿勢
- (2) 留学先において日本や日本の地域の良さを発信し、帰国後、日本において留学の意義や成果を積極的に発信する人材
- (3) 事前・事後研修や本制度で実施する諸活動に積極的に参加する人材

## 3. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、我が国の高等学校等に在籍する生徒等で、本制度により奨学金等の支援を受ける生徒等を言います。

## 4. 支援の対象

### (1) 留学計画の要件

本コースへの応募にあたっては、次の要件を全て満たす留学計画を作成してください。

- ① 平成 28 年 6 月 24 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に諸外国において留学が開始される計画。
- ② 諸外国における留学期間が「5. (2) 留学期間・支援予定人数」の各分野で規定する日数を満たす計画。
- ③ 留学先における受入機関（以下「留学先機関」という。）があり、留学計画の内容が「5. (1) 留学の内容（応募分野）」の規定を満たすもの。
- ④ 在籍高等学校等の校長が、教育上有益と認める留学計画。

※平成 29 年 3 月に在籍高等学校等を卒業予定の生徒等が、卒業式後に留学を開始する、または帰国する場合は、平成 29 年 3 月 31 日までに帰国（日本に到着）する留学計画である必要があります。

### (2) 派遣留学生の要件

本コースは、日本国籍を有する生徒等又は日本への永住が許可されている生徒等で、次の

①～⑦に掲げる要件を全て満たす生徒等を支援します。

- ① 本制度で実施する事前・事後研修及び留学生ネットワーク（支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する生徒等
- ② 日本の在籍高等学校等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する生徒等
- ③ 留学に必要な査証を確実に取得し得る生徒等
- ④ 留学終了後、日本の在籍高等学校等で学業を継続し、卒業を目指す生徒等
- ⑤ 他団体等から留学のための奨学金を受ける場合は、その総額が、本制度による奨学金の総額を超えない生徒等

- ⑥ 本制度の高校生コースの第1期派遣留学生でない生徒等  
 ⑦ 原則として、機構の第二種奨学金（予約採用）に準ずる家計基準を満たす生徒等  
 ※ただし、支援予定人数全体のうち、1割程度を上限に機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える生徒等を支援する予定です。

なお、上記要件を全て満たし、次の⑧に該当する生徒等も応募することができます。

- ⑧ 中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校（※）に在籍する3年生、平成28年4月に入学する高等学校等を通じた応募が可能な中学3年生

※ 学校教育法第71条に定める高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続する形態の学校を指します。ただし、現時点で併設型の中高一貫教育校と同等の形態を持ち、数年以内に中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校への移行を予定している学校も対象となります。

※文部科学省が実施する「社会総がかりで行う高校生留学促進事業」で奨学金を受ける生徒等は本コースに応募することはできません。

### (3) 派遣留学生が在籍する高等学校等の要件

応募生徒等が在籍する高等学校等は、応募にあたり、次の①～③に掲げる要件を全て満たしてください。

- ① 留学中の派遣留学生の学修・実践活動状況を適切に管理する体制が取られていること。  
 ② 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。  
 ③ 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

※平成29年3月に在籍高等学校等を卒業予定の生徒等が、卒業式後に留学を開始する、または帰国する場合、派遣留学生が在籍する高等学校等は生徒等の卒業後も上記(3)に掲げる体制を有する必要があります。

## 5. 募集内容

### (1) 留学の内容（応募分野）

#### ①各応募分野

いずれの応募分野も、留学先の国や地域は自由に選ぶことができます。また、複数の国において活動する計画も応募可能です。

分野名		内容
アカデミック	テイクオフ	海外の語学学校等のプログラムに参加するとともに、外国語を用いて異文化交流を行うもの。
	ショート	海外の高等学校や大学のサマースクール等に参加し、外国語を用いて様々な科目を学修するもの。
	ロング	海外の高等学校等に長期間通学し、外国語を用いて様々な科目を学修するもの。
プロフェッショナル	観光、IT、調理等のキャリアカレッジでの学修、農場や工場等での実地研修、インターンシップ等に参加するもの。	
スポーツ・芸術	海外のトレーニングセンター、教育機関、芸術学校等に通学し、技量の向上を目指すもの。	
国際ボランティア	NGO等が主催する支援活動に参加するほか、国際協力について関係機関で学び、理解を深めるもの。	

②全応募分野共通

いずれの応募分野も、留学計画には下記の活動内容を必ず盛り込んでください。

実践活動	異文化交流等、留学先機関（学校等）以外で行う活動。
アンバサダー活動	留学先において日本や日本の地域の良さを発信する活動。

(2)留学期間・支援予定人数

分野名		留学期間【※1】	支援予定人数
アカデミック	テイクオフ	2～3週間	140名【※2】
	ショート	2週間～3か月	100名
	ロング	4か月～1年	20名
プロフェッショナル		2週間～3か月	80名
スポーツ・芸術		2週間～3か月	80名
国際ボランティア		2週間～3か月	80名
合 計			500名

※1：「留学期間」について

留学先機関における実際の授業や実習等の開始日から終了日までの期間のことであり、留学先への入国日や留学先からの出国日、留学前後の準備で滞在する期間、「①各応募分野」の表で示された内容以外の目的で滞在する期間は含みません。

- ・アカデミック（ショート）、プロフェッショナル、スポーツ・芸術、国際ボランティア：106日以下
- ・アカデミック（ロング）：107日以上

※2：アカデミック（テイクオフ）の支援人数について

アカデミック（テイクオフ）については、別途、平成28年4月に高等学校等に入学する生徒等を対象とした募集を行い、当該募集と併せてアカデミック（テイクオフ）の派遣留学生を決定する予定です。募集内容や選考方法等の詳細は、別の要項に定めます。（後日、ホームページにて公開します。）

## 6. 支援内容

### (1) 奨学金等の支給額

派遣留学生には、事前・事後研修参加費、「留学期間」及び留学先地域に応じた奨学金（授業料、現地活動費及び往復渡航費）を支給します。（詳細は、「別紙」を参照。事前・事後研修参加費の詳細については、後日連絡します。）

なお、奨学金等の申請手続きについては、採用決定後に送付する「事務手続きの手引き」にて通知します。

分野名	項目	事前・事後 研修参加費	奨学金		
			授業料	現地活動費	往復渡航費
アカデミック (テイクオフ)	定額支給		定額支給 (別紙 1-1、1-2 「1.」)		
アカデミック (ショート)			定額支給 (別紙 1-1、1-2 「2.」)		
プロフェッショナル					
スポーツ・芸術 国際ボランティア					
アカデミック (ロング)			項目別に支給 (別紙 1-1、1-2 「3.」)		

## (2) 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、派遣留学生本人に直接行います。

なお、留学期間が長期間の場合は、必要に応じて奨学金受給の資格確認を行います。手続等の詳細は「事務手続きの手引き」にて通知します。

## 7. 審査

### (1) 審査の流れ

本コースの審査は、書面審査及び面接審査の二段階で行います。



### (2) 派遣留学生の選考における審査の観点

本コースでは、多様な分野においてリーダーシップを発揮し、世界で活躍しようとする又は日本から世界に貢献しようとする意欲のある生徒等の留学を支援するため、以下の観点から審査を行います。

#### ① 求める人材

本要項の「2. 求める人材像」で示したような人材であるか。

#### ② 留学内容の妥当性・実現可能性

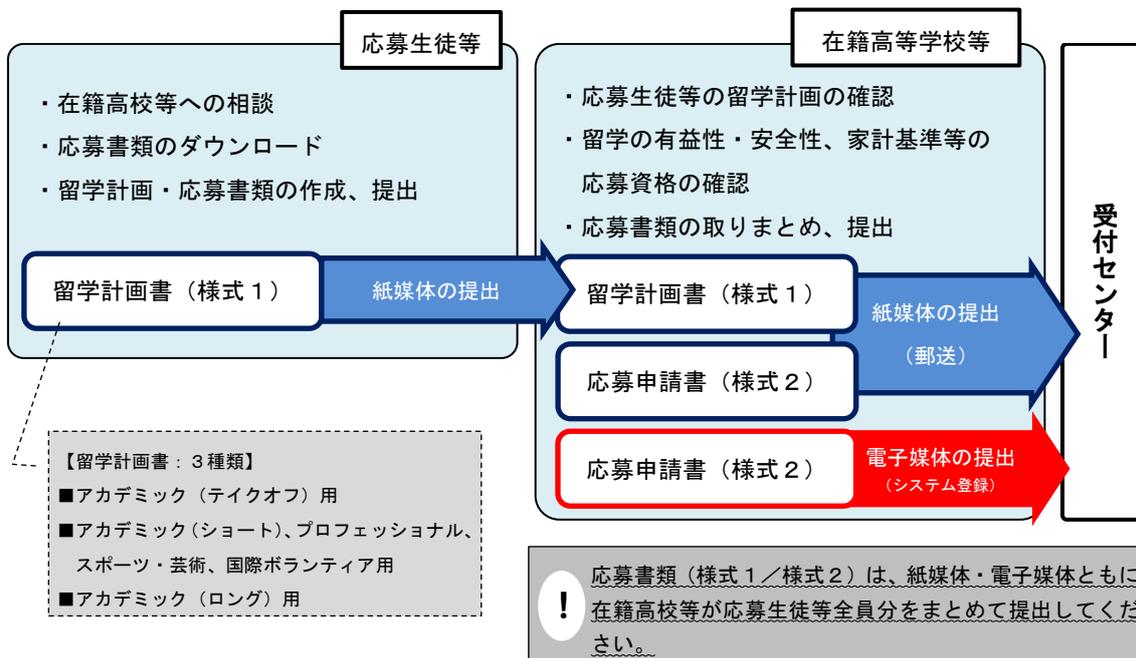
- ・ 留学の目的が明確であり、留学に対する意欲を有しているか。
- ・ 目的を達成させるために適切な「留学先」「留学期間」「授業や活動内容」であるか。
- ・ 自分で計画した実践活動やアンバサダー活動が盛り込まれているか。
- ・ 留学計画が実現可能な内容であるか。

#### ③ 留学終了後の計画の発展性

- ・ 留学で得た成果を将来に生かす計画があるか。
- ・ エヴァンジェリスト活動が計画されているか。

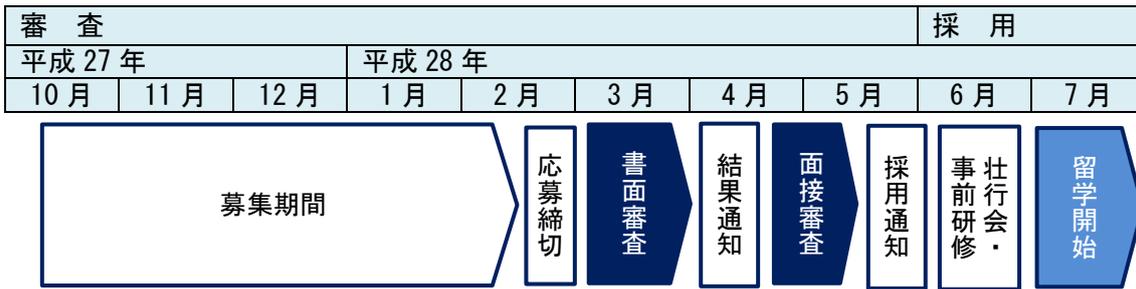
## 8. 応募書類の作成及び提出

### (1) 応募書類提出の流れ



応募書類 ダウンロード ページ	官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～【高校生コース】 <a href="http://www.tobitate.next.go.jp/hs/program/">http://www.tobitate.next.go.jp/hs/program/</a>
提出締切日	<b>平成 28 年 2 月 17 日 (水) 17 時必着</b>
提出先	紙媒体 (郵送)
	電子媒体 (オンライン システムによる 登録)
	〒169 - 0074 東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号 新宿フロントタワー30 階 「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」受付センター (受託者) レジェンダ・コーポレーション株式会社
	オンラインシステムに電子媒体 (エクセルファイル) をアップロードしてください。システム利用にあたり、ID・パスワードを発行しますので、上記 URL より利用申請フォームをダウンロードし、提出してください。 <b>【提出先】</b> tobitate@s-hr.jp

## 9. スケジュール



### (1) 審査スケジュール

①応募書類の提出	平成 28 年 2 月 17 日 (水) 17 時必着	
②書面審査の実施 (一次審査)	平成 28 年 3 月中	
③書面審査結果の 通知	平成 28 年 4 月上旬 ※在籍高等学校等を通じ通知します。合格者には、面接審査の開催日程・ 場所等についても併せて通知します。	
④面接審査の実施 (二次審査)	日程	平成 28 年 4 月中旬～下旬
	開催地域 (予定)	北海道、東北、関東、中部、近畿、中国、九州、沖縄
	審査方法	個人面接またはグループ面接 ※面接審査は、書面審査の合格者に対してのみ実施し、機構 が指定する面接地域等は原則変更できません。 ※面接審査に伴う交通費等は、応募生徒等の自己負担とします。
⑤採否結果通知	平成 28 年 5 月中下旬 ※在籍高等学校等を通じ通知します。	

### (2) 採用決定後のスケジュール

派遣留学生を対象とした壮行会及び事前研修は平成 28 年 6 月頃に開催する予定です。詳細な開催日程・場所等は、在籍高等学校等を通じて連絡します。

## 10. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、留学終了後に留学状況報告書を機構に提出する必要があります。  
提出様式、提出方法についての詳細は、追って別文書にて通知します。

## 11. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍高等学校等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学内容や留学時期、留学先機関等に変更が生じることが明らかになった場合、在籍高等学校等を通じて速やかに機構に連絡し、必要な手続きを行ってください。変更後の計画内容によっては再審査を行い、計画変更が承認されない場合や、採用取消しになる場合もありますので留意してください。

## 12. 採用取消し又は支援の打ち切り等

機構は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「4. (1)留学計画の要件」「4. (2)派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合や、自己都合によりプログラムの途中で留学を取りやめる場合
- (4) 計画内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと機構が判断した場合

## 13. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍高等学校等や留学先機関と連絡を密に行ってください。留学に関する情報収集の手段として、機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

○独立行政法人日本学生支援機構

ウェブサイト [http://www.jasso.go.jp/study\\_a/oversea\\_info.html](http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html)

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国（地域）の状況から安全な留学が困難と認められる場合は、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、海外での滞在期間が3か月未満の場合は、在留届の提出は義務付けられていませんが、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けることができます。

(外務省海外旅行登録「たびレジ」: <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

○外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1（外務省庁舎内）

TEL : 03-3580-3311（内線 2902、2903）

ウェブサイト [http://www.anzen.mofa.go.jp/about\\_center](http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center)

なお、渡航中の万一の事故に備えるため、派遣決定までに、各自で海外旅行保険に加入してください。在籍高等学校等で所定の制度がある場合には在籍高等学校等の指示に従ってください。

## 14. 受験上の配慮申請について

面接受験者のうち、身体等に障害があり、面接審査に参加するに当たり配慮が必要となる場合は、機構はその種類・程度に応じて受験上の配慮を行います。受験に際して支援を希望する生徒等は、機構に連絡の上、申請方法等を確認してください。

#### 15. 個人情報の取扱いについて

本コースの募集や採用等に当たり提出された個人情報は、本制度のためだけに使用します。この使用目的の適正な範囲において、高等学校等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人及び業務委託先等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には使用しません。

#### 16. 在籍高等学校等からの照会先

応募生徒等や保護者は全て在籍高等学校等を通じて手続及び質問等を行ってください。

独立行政法人日本学生支援機構

「トビタテ！留学JAPAN 日本代表プログラム」受付センター

(受託者) レジェンダ・コーポレーション株式会社

住所：〒169 - 0074 東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号

新宿フロントタワー30 階

電話：03-6863-2865                      FAX：03-6894-7311

メール：tobitate@s-hr.jp

営業時間：平日 10：00～17：00（12～13 時を除く）